統合取引追跡システムに関するSEC最終提案

清水 葉子

- はじめに

証券市場全体で統一的な取引情報を集約するものである。このシステムによって、検索可能で、時系列的 横断的な取引情報のデータベ なることが見込まれる。 AT)導入を最終決定した。取引所とFINRAに共同で市場横断的な取引報告システムを設立させ、アメリカ SECは二〇一二年七月一一日にルール六一三を採択し、 「ースができ、規制当局にとって市場の分散に対応した形で取引情報の把握が可 統合取引追跡システム(Consolidated Audit Trail, C · 市場

大きく分散した取引の場に対して、アルゴリズムやスマート・オーダー・ルーティングなどのコンピュー プログラムを利用し、自動化した取引を高速で行っている。 まな取引所外取引システム(日本のPTSに相当) 市場間競争の進んだアメリカでは、一つの金融商品の取引が複数の取引所にわたっているだけでなく、さまざ や証券会社の店内付け合わせにも分散している。 ター

合的な監視体制が必要となるからである。現在のアメリカの取引情報の追跡システムは一市場ごとに独立して構 れているため、 の把握を複雑にし、 市場分散と高速取引は、スプレッドの縮小や流動性の増大などの大きなメリットをもたらす一方で、 相場操縦などの不正取引に対して一市場だけを監視しても実効性は低く、 市場監視のコストを増加させる可能性がある。 金融商品が複数市場にまたがって高速取引さ 複数市場にまたがる統 取引状況

築されており、こうした横断的な市場監視のためのデータベースの整備が十分でなく、市場の急速な発展に規制

2 現状の取引追跡システム

が追いついていないとされていた。

構成が難しい。 ステムは一市場での市場監視が前提であることから、自主規制機関によって取引データを提出するためのフォ 現在のアメリカ証券市場では、 取引所等は、 電子ブルーシートシステム(EBS)によって取引情報を収集しているが、 自主規制機関ごとに取引情報を収集しているため、 複数市場にわたる取 引の再

取引所がCOATS(Consolidated Audit Trail System)を用いるなどして取引情報を収集している。このように、 各証券取引所は独自の取引情報収集ルールを持ち、 市場ごとのシステムがまちまちであるため、証券市場全体として統一的な取引情報の集約は行われていない。 FINRAがOATS (Order Audit Trail System)、NYSEがOTS (Order Tracking System)、 の要請に基づいて、ブローカー・ディーラーが書面によって取引情報を提供していた。書面であるため迅速性に マットが異なっており、 ブル 分析にも不便であるとして、一九八○年代後半に電子化されて現在のEBSに変更された。 ーシートとは、 一九八〇年代まで使われていた取引情報の報告の仕組みで、SECや証券取引所の規制上 運営ルールも統一されていない 自らの取引参加メンバーに対して適用している。 EBSの下で、 具体的には、 オプション

連鎖的に急激な価格変動が発生し、市場に大きな混乱がもたらされた。急激な価格変動の原因を探るために、S によって明らかとなった。 取引情報の収集が市場分散の実態に追いついていないという問題は、二〇一〇年五月のフラッシュ・クラッシ フラッシュ・クラッシュでは、短時間に多くの取引市場間 ·金融商品間 にわたって

頻度で行われる取引を再構成することは容易ではなく、全米一三の証券取引所、一〇のオプション取引所、二〇 録を集約し、 ECとCFTCが事後的に共同調査を行ったが、調査に際しては、市場ごとにバラバラに集められている取引記 ○を越える取引所外取引およびブローカー・ディーラーの店内付け合わせにわたる全取引の分析に、二○人の人 時間順に再構成したとされる。市場分散が進んだアメリカ証券市場で、マイクロ秒という高速・高

員で三ヶ月を要したとも言われている。

ル提案を提出している。ただ、フラッシュ・クラッシュがこの提案に影響を与えていることはSECも認めてい を設立してルール変更の検討を続けていたとされる。今回の最終ルールは、二〇一〇年のルール提案後にパブリ ックコメントを受付け、修正の上で採択されたものである。 SECは、 提案がフラッシュ・クラッシュの一ヶ月後であったのは偶然であり、その一年前からタスクフォース フラッシュ・クラッシュ後まもない二○一○年六月に、統合取引追跡システムの導入に関するル

3 新ルールの概要

今回採択された最終ルールの概要は以下の通りである。

- (1)取引所とFINRAが合同で統合取引追跡システム(CAT)の設立と運営のための共同NMSプランを作3) 成してSECに届出を行う。 達に対する影響についての分析も求められる。 ット分析、 資金計画を盛り込むことが定められているほか、 届出内容には追跡システムの機能、 代替的アプローチ・競争と効率性・企業の資金調 運営の意思決定のあり方、コスト・ベネフィ
- (2)統合取引追跡システムは、時系列的に全注文および気配に関する情報を収集する。報告対象となるのは、

に執行されるまでのすべてのイベントに及ぶ幅広いものとなる。 取引の受注、発注、修正、キャンセル、 回送、執行(一部または全部)と、注文が市場に出されてから最終的

- (3)報告者は取引所、FINRA、ブローカー・ディーラーとされ、ブローカー・ディーラーには「CAT報 ごとに異なるIDとなっても良い)。 付与する。報告は、すべてIDによって統一的に行う(市場間で回送された注文は、後で再構成できれば市場 告者(reporter)ID」、顧客には「CAT顧客(customer)ID」、注文には「CAT注文(order)ID」を
- (4) 報告者のシステム時計を標準時(東部時間)に同期させて、報告の時系列順を維持すること。
- (5)すべての注文は基本的に翌日の午前八時(東部時間)までに報告することが義務づけられる(T+1データ) が、大口取引などには遅延が認められる (遅延データ)。
- 文が市場間で回送されたり、執行に際して分割されたりする場合)。③注文に関する全イベントごとに、取り 扱いに関わった報告者ID。④注文情報として、銘柄シンボル、証券のタイプ、 価格、 サイズ〈表示・非表示〉、

(6)T+1データの報告内容は以下の通りである。①顧客ID。②注文IDおよびそれに関連する注文ID

上場オプションか否か、オプションタイプ〈プット、コール〉、オプションシンボルまたはルートシンボル、 バイサイド/セルサイドの別、注文タイプ〈売りの場合はロング、ショート、ショート免除〉、 執行限度時刻、

残りサイズ。⑧執行関係の情報(自己か委託か、価格とサイズ。関連執行報告の有無)。 たデスクと社内回送情報。 原証券、 権利行使価格、 満期日、その他の特別取り扱い指示。⑤ブローカー・ディーラー内で注文を取り扱っ ⑥注文に関する全イベントの時刻。⑦注文に関する修正、価格、 執行されなかった

(7)CATのプランにはコンプライアンス担当者を置いて、情報保護や運営について監督を行うこと。取引

(注

4 二〇一〇年のルール提案からの変更点

員会の設立が最終ルールで追加された。 は、 ただしSEC提出時点でフォーマットが統一できることが条件となる。おそらく、現在使われている市場ごとの を用いて行うこととされていたが、最終案では自主規制機関ごとに異なるフォーマットであっても可とされた。 で想定されていた報告情報のいくつかは省略された(取引を受注した支店と営業員、注文が勧誘によるものか否 システムを継続利用できるようにすることで、コスト面に配慮したためと推測できる。③二〇一〇年ル いたが、実際の最終ルールでは翌日の午前八時(東部時間)までの報告とされた(T+1)。リアルタイム報告に 二年前に提案された内容からの変更点は以下の通りである。①ルール提案ではリアルタイム報告が想定されて 顧客の当該証券についての既ポジションの有無、空売りの借り株情報、手数料額、手数料支払い先ブロ ディーラー、 コスト面で強い反対があったとされる。②同じく提案時点では、報告は全自主規制機関が統一フォーマット 決済関係の特別情報など)。④収集した情報の保護と、会員証券を代表するアドバイザリー委 ール提案 ローカ

5 導入スケジュール

集する。プランの認可は届出の一二〇日後(必要があれば一八〇日に延期可能)とされる。プラン認可の六〇日 ムの共同NMSプランを作成し、SECに対して届出を行う。SECはこれに対してパブリック・コメントを募 取引所とFINRAは、 本最終ルール施行後二七〇日までに、会員の意見を考慮した上で統合取引追跡システ

以内に取引所とFINRAは必要なルール変更の手続きを行う。

万ドル以下の小規模ブローカー・ディーラーには延期措置あり)、三年以内に小規模ブロー プランの認可後二年以内にブローカ 1 ディーラーの統合取引追跡システムへの報告が開始され カー デ (資本金五〇 イーラーも

含めた全ブローカー・ディーラーが報告を開始する。

は、

さらにその三年後となる。

このスケジュールに従うと、プランの認可は早くて一三ヶ月先となり、 全ブロー カー ・デ イー ・ラー - の報告: 開始

せて求めている。 統合取引追跡システムの であるが、SECは将来的に発行市場も対象に含めることについての検討も自主規制機関に求めてい なお、本ルールによる統合取引追跡システムは、NMS証券(上場証券とオプション)の流通市場のみが対象 jν ール施行後、 六〇日以内にOTC証券と債券を対象にすることについての検討もあわ また、

6 おわりに

なる可能性も高い。 いえる。また、 う視点からは、 る膨大な取引に関する「ビッグデータ」が収集されることとなる。このことは、市場監視・不正取引の防止とい 今回採択された最終ルールに基づいて、統合取引追跡システムの実際の運用が始まると、 適切に利用すれば、 市場分散が進んだアメリカ証券市場の効果的な監視を可能にすることから、 証券市場の動向や市場のあり方に関する分析を行う際の有用な統計デー 大きな進歩であると 証券市場全体にわた

一方、これだけのビッグデータである以上、情報漏洩や不正利用が行われた場合の問題もまた大きくなる。

か

(42)

にとっても、 するなどして、お互いのビジネスモデルの中核が漏洩することも考えられないことではない。 を取引データから逆算して推測されてしまうと大きな問題となる。 りに情報漏洩等によって、顧客の個人情報・取引情報が不正入手されれば大きな問題となる。また、トレー 取引情報がライバルに入手されて、 アルゴリズムのリバースエンジニアリングが行われ、 取引所が、ライバル取引所の取引情報を入手 取引

の懸念は強いとされている。 めている SECは、 (データへのアクセス情報のトラッキング、 統合取引追跡システムを運営する自主規制機関に対して、情報保護のための施策と手順 情報バリアの策定など)が、 情報保護に関する市場関係者 0 制 院定を求

情報を出すことを逃れられるとする見方もあり、 外国のブローカー・ディーラーを経由して国内ブローカー・ディーラーに発注することで、 嫌う投資家が、 また、 統合取引追跡システムで顧客情報も含めた取引情報の収集が始まると、自身の情報を収集されることを アメリカ市場から取引を流出させるのではないかという懸念も見られるようである。 情報収集を嫌う投資家が、外国ブローカー・ディーラーを隠れ SECに最終顧客の さらには、

蓑にする可能性も指摘されている。

でかなりの負担となると考えられる。さらに、 になっていなければならない)。これによってコストはある程度抑えられるかと思われるが、 対応することも可能となった(ただし、先述した通り、SECにデータを提出する時点では、 うことが構想されていたが、最終ルールでは、 また、 コスト面での懸念も残る。 提案時点では新規の統一システムを立ち上げ、 翌日午前八時までの事後的な報告となり、既存システム 個別のブロ ーカー・ ディーラーのシステム対応コストが別途必要 リアルタイムの情報収 それでも業界全体 統 一フォ ĺ の拡張で マット

となるので、広義の導入コストはもっと大きいものとなるだろう。

せて、 稼働までにかなりの期間猶予をとっていることにもコストへの配慮が伺われる。SECは、実際のコストやシス テムの内容は、自主規制機関の具体的なプランが届出されるまで分からないという姿勢であるため、稼働までに 今回の最終ルールでは、SECはプランの要件だけを定め、具体的なシステム内容の決定を自主規制機関に任 届出後に認可する方式をとっているが、これは、業界コストに配慮したものと考えられる。また、 実際の

注

どのような議論が行われるかが注目される。

- 1 Securities and Exchange Commission "Consolidated Audit Trail, Final Rule" Release No. 34-67457
- 2 年八月、 清水葉子(二〇一〇)「統合監査追跡システムに関するSEC提案について」『証研レポート』一六六一号、二〇一〇
- 3 共同NMSプラン(Joint NMS Plan)とは、自主規制機関が共同で出資して設立し、共同運営する組織を指す。例え 各市場の価格情報を集約して配信し、得られた手数料を各市場に配分する共同NMSプランとして運営されている。 各市場の取引価格をブローカー・ディーラーや情報ベンダーに配信するシステムは、 取引所が共同出資で設立し、
- (4) 遅延データについても、同様に詳細な報告内容が定められている。
- 5 なお、 め 削除されることが示唆されているが、はっきりしない。 既に提案されている大口取引者情報の収集(Large Trader Reporting, Rule13h-1)は今回のルールと重複するた

(しみず ようこ・客員研究員)